

182 東京法学院記事(第十八回卒業式・試験問題・大学組織

成る・大学問題の来歴・名称・部門・
修業程度・授業開始)

〔法学新報〕第十三卷八(二四九)号

明治三十六年八月十日]

東京法学院記事

○第十八回卒業証書授与式 前号に報導せし如く去月十一日
午後二時より同院大講堂に於て挙行す一同席定まるや第一に幹
事法学博士奥田義人氏学事報告を為し次で院長法学博士菊池武

夫氏卒業証書及び褒賞を授与し終りて卒業生に対し告辞として法律運用上の弊害を述へて之か矯正を望み（本誌論説欄参看）卒業生総代鈴木部氏の答辞あり次に米国全権公使ロード、シー、グリスコム法学博士増島六一郎両氏の演説（本誌論説欄に掲ぐ）院友総代新井要太郎氏の祝詞朗読ありて全く式を終りたる後院内に於て盛大なる立食の饗応ありたり因に記す当日の来賓は米国公使を始め外務大臣小村壽太郎、加藤高明、大審院検事総長野崎啓造、東京控訴院長春木義彰、東京地方裁判所検事正川淵龍起の諸氏外二百名以上なりし当日新井要太郎氏の朗読せし祝詞左の如し

祝 辞 「勇ノ説」

本日ハ諸君カ東京法学院ヲ卒業シテ当然院友会ニ入会セラルルヲ歓迎ス、院長講師等ハ諸君カ社会ニ出テ其ノ身ヲ処スルニ付テ訓誨ヲ与ヘラル是レ数年諸君ヲ教育セラレタル慈母ノ愛念ニ外ナラス余輩ハ爰ニ諸君カ吾人ノ兄弟トシテ院友会員ト為ラルルヲ迎フルノ榮ヲ荷フ、故ニ余輩ノ言辭ハ送別ニアラスシテ歓迎ナリ諸君ハ今ヤ法学院ノ埠頭ヲ離レテ処世ノ海ヲ航行セントス余輩ハ一言以テ諸君ニ呈スルノ辞アリ曰ク「勇」ノ一字之レナリ。

諸君カ社会ニ出テテ如何ナル事業ニ着手セラルモ勇ノ一字ヲ欠カハ其成功覚束無シ、人ハ処世ノ艱難ヲ啣ツ、然レトモ余輩ハ其薄志弱行ヲ疑フ掌中ノ団子尚ホ自己ノ希望通りニ丸カラス天地間ニ立テ男児ノ為スヘキ事業豈ニ団子ヲ掌中ニ作ルノ類ナランヤ宜シク忍耐、力行シテ止マサルニアラスンハ

隨ヲモ得ル能ハス況ンヤ男児望蜀ノ大業ニ当ルニ於テオヤ。而シテ余輩ノ所謂勇トハ古人ノ所謂、北方ノ強ニアラス暴虎馮河ノ勇ニ非ス心理学上意識ヨリ発動スル所ノ勇ナリ纏綿セラル情実ヲ破摧シ浸潤セル感情ヲ排除シ情ノ為メニ動かサレシテ堅確ナル意識ニ拠リ是非得失ヲ鑑別シ正義ノ存スル所進ンテ為ササル無キノ勇ナリ、忍耐、勤勉、克己、慈善、任侠等悉ク是レ勇ノ結果ナリ主観的ヨリスレハ意識ノ作用ノミ蓋シ人ハ情海ニ一身ノ船ヲ浮ヘテ理風ニ帆ヲ孕マセ勇ヲ鼓シテ正義ニ到達セサルヘカラス

今ヤ宇内志氣消沈シ勇士扞底徒ラニ情弊紛錯シテ又方物スヘカラス、見ヨ第十八議會妥協ノ失態ヲ若島ト常陸山ノ八百長相撲ヨリ尚ホ醜ナリ、爾来上下政海ノ有様暗闘趨一ノ定マルモノアルヲ見ス戸水博士等七法学家ノ建議書僅カニ一般ノ惰眠ヲ破リシノ外、天下ノ有志論客寂トシテ其声ヲ聞カス、余輩ハ仁人義士ノ日本ニ存在スルヤ否ヲ疑フ而シテ吾人法律家中七博士ノ如キ一種ノ勇氣勃発スルヲ見テ少カ意ヲ強フスルモノアリ。

然ルニ近キ将来ノ日本ヲ築クヘキ学生ノ流行ハ如何、避暑旅行、避暑游泳、先ツ佳ナリ、冬ハ狐貉ヲ衣、夏ハ蟬紗ヲ著ケ、北海ノ結水ヲ喫ミ南洋ノ珍果ヲ食フ、己人衛生ノ道ニ適スヘシト雖モ自家精神ノ鍛鍊ニ於テ不能ナリ、珍文感ヲ敵頭ニ題シテ華嚴龍ニ投死シタル学生アリ、其罪惡ヲ擬似テ牛ケ淵ノ溜池ニ投スル痴漢アリ精神的修養ノ足ラサル薄志弱行ノ徒比比皆然リ、宇宙及人生ヲ問題トシテ不可解ノ答案ヲ与ヘ言辭

ヲ設ケテ自殺ヲ凶ル自殺ハ徳義上ハ勿論法律上ニ於テモ亦罪惡也、宇宙ヲ不可解ト解セハ是レ解シ得タルナリ又真ニ不可解ナラハ、何ソ進ンテ其蘊奧ヲ極メサルヤ、是レ彼レカ開悟ノ足ラサル故ナリ真ノ勇氣ニ乏シキニ坐スルナリ、特ニ坊間新誌ノ伝フル所ニ依レハ當時或ル家ノ一美姫ニ眷恋シ他ニ嫁カルルヤ失恋ノ極死ヲ決シタルモノナリト云フ、美人其死因ヲ為ス美人モ亦罪ナル哉

吾邦現今ノ制度ニ於テハ官吏ト云ヒ会社実業等ノ方面ト云ヒ秩序階級ノ制度厳格ニシテ後進有為ノ士驥才ヲ抱テ徒ニ槽檻ノ間ニ屏死スルモノ尠カラス、苟モ拔擢ヲ以テ其才ヲ伸ハシ技倆一杯活動シ得ル者幾ント希也、是ヲ以テ沈毅忍耐ノ士ニ非サレハ永ク下層ニ埋没スルヲ憂ヒ輾轉素志ヲ翻シ転業スル者頗ル多シ然レトモ是宿望ニ非ス何レノ方面ニ向テ転スルモ常ニ必ス後進ノ子弟ナリ遽カニ階級ヲ越エテ重位ヲ占ムルヲ許サレス、故ニ最初確乎トシテ目的ヲ定メ其方面ニ於テ飽マテ貫徹センコトヲ進ム、転業又転業遂ニ彼れ是れ屋ト為リテ零落ス、是ニ至テ有為ノ青年ハ惜シムヘシ不平家ト為テ汨羅ニ投シ厭世家ト為テ遂ニ林野ニ隠ルル者アリ是レ社会ノ損害ナリ自己ノ累ヒナリ人才ノ逆用倒行ナリ謹ンテ之ヲ避クルノ道ヲ講セサルヘカラス

諸君諸君ノ前途ハ独り美人其成功ヲ妨クルノミナラス百般ノ障碍ハ磊磊トシテ諸君ノ眼前ニ横リ魔風惡浪往々諸君ノ船底ヲ震盪セン、願クハ他ノ迷妄家ノ覆轍ヲ踏マス薄志弱行ノ徒ノ輩ニ倣ハス勤勉忍耐真ノ勇氣ヲ鼓シ正義ノ道ヲ進ミ各自

志ス所ノ事業ニ向テ成功セラレンコトヲ、苟モ蹉跎シテ厭世家ト為ル勿レ不平家ト為ル勿レ、旅行ハ快事ナリ目的地ニ到達シテ一層愉快ナリ、然レトモ道中見聞スル所時時刻刻ニ愉快ナリ、如斯ク感念シ日々勤メテ捲マスンハ、自己カ従事スル事柄ハ其道行ニ於テ一歩一歩愉快ニシテ苦モ無ク目的ノ地ニ達スルヲ得ヘシ、諸君ハ新ニ充実セル勇氣ヲ振テ天下ニ横行闊歩シ以テ院友会ニ重キヲ為サレンコトヲ、余輩ハ双手ヲ揚ケテ是レヲ歡迎スルモノナリ

明治三十六年七月十一日

院友 新井要太郎

○試験問題 本年度に於ける学年試験の問題左の如し

第一年級

民法総論

- 一 法人ノ性質ヲ概説スヘシ
- 二 意思表示ノ無効トナルハ如何ナル場合ナルヤ
- 三 追認ノ効力ヲ説明スヘシ

債権原因論

- 一 債権發生ノ原因ヲ列挙シ其異同ヲ略説スヘシ
- 二 隔地者間ニ於ケル契約ノ成立期及ヒ其立法ノ理由如何
- 三 他人ノ不法行為ニ付キ責任ヲ負フヘキ場合及ヒ其責任ノ根拠如何

物権一部

- 一 占有ニ関スル意思ノ善悪ハ占有權ノ効力ニ如何ナル影響ヲ

及ホスヤ

二 所有者ハ其所有物上ニ如何ナル権利ヲ有スルヤ

債権総論

一 債権ノ目的物カ特定物ナルト不特定物ナルトニ因リ当事者ノ権利上如何ナル關係ヲ生スヘキヤ又不特定物カ特定物トナルノ時期如何

二 保証人カ保証契約ノ当時取消ノ原因アルコトヲ承知シナカラ其債務ヲ保証シタル場合ニ於テ主タル債権取消サルトキハ保証債務ニ及ス影響如何

親族法

一 親権ハ如何ナル原因ニ因テ之ヲ喪失スルヤ

二 婚姻ノ取消ト離婚トハ其効果ニ如何ナル差異アルヤ

三 廢絶家ヲ再興シタル本人ハ其再興シタル家ヲ廢スルコトヲ得ルヤ

四 庶子及ヒ私生子ハ如何ナル原因ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得スルコトヲ得ルヤ

五 戸主権ハ如何ナル原因ニ因リテ原始的ニ取得スルコトヲ得ルヤ

以上五問ノ内三問ニ答案ヲ附スヘシ

刑法総則

一 正当防衛ニ因ル無罪ト精神病ニ因ル無罪トハ其根拠ニ於テ如何ナル差異アリヤ

二 処罰条件ト訴訟条件トノ區別如何

経済学

一問ニ対スル答案ニページ即チ一枚ヲ超過スベカラズ

一 資本ノ生産要素タルヤ否ヤヲ論スヘシ

二 価値(価値) 価格及物価ノ意義ヲ説明スヘシ

三 市場トハ何ゾヤ

第二年級

契約各論

一 売買ノ予約トハ何ゾ併テ之ニ関スル民法ノ規定ヲ評論スヘシ

二 賃借権ノ第三者ニ対スル効力如何

三 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ガ火災ニ遭遇シ自己ノ財産ヲ先キニ救ヒタル為メ遂ニ受寄物ヲ焼失シタリ其受寄者ノ責任如何

物権第二部

一 留置権ノ種類ヲ掲ケテ其要件ヲ説明スヘシ

二 農工業ノ雇人ハ如何ナル先取特権ヲ有スルヤ

三 不動産質ト抵当権ノ主要ノ差違ヲ説示スヘシ

四 抵当権ハ如何ナル場合ニ於テ消滅時効ニ因リテ消滅スルヤ

相続法

一 相続人ノ欠格ト廢除トハ其効力ニ如何ナル差異アルヤ

二 転籍若クハ復簿ニ依テ家族ト為リタル直系卑属ハ如何ナル場合ニ於テ家督相続人タルコトヲ得ルヤ

三 相続人カ相続ノ限定承認ヲ為シタル場合ト財産分離ノ場合トハ被相続人ノ債権者ニ対スル効力上如何ナル差異アルヤ

四 遺留分権利者ハ予メ其権利ヲ拋棄スルコトヲ得ルヤ

五 遺産共同相続人ノ一人カ遺産分割前ニ其相続分ヲ第三者ニ

譲渡シタルトキハ他ノ共同相続人ニ如何ナル権利ヲ生スルヤ

商法総則

一 商人ノ意義ヲ述ヘ左ニ掲クル者ハ商人ナルヤ否ヤヲ解説スヘシ

(イ) 鉱物ヲ採掘シ之ヲ販売スルヲ業トスル者

(ロ) 会社ノ社員、株主、

(ハ) 会社ノ業務ヲ執行シ会社ヲ代表スル社員、取締役、監

査役、

二 営業譲渡ノ効力ヲ述フヘシ

商行為

一 仲立人及ヒ問屋ノ性質ヲ比較論述スヘシ

二 交互計算ノ当事者甲乙間ニ甲ノ債權トシテ百円、二百円

(質權附) 及ヒ三百円 (丙ナル保証人附) ノ三項目乙ノ債

權トシテ三百円ノ一項目ノ債權債務ヲ生セリ相殺ニ因リテ

生スル残額ニハ如何ナル担保アリヤ理由ヲ附シテ答フヘシ

会社法

一 清算人ノ職務權限ヲ説明スヘシ

二 会社ノ設立登記前ニ株式譲渡ノ契約ヲ為シ代金ヲ受取リタ

ル者ハ其代金ヲ返還スル義務アリヤ否ヤ理由ヲ附シテ説明

スヘシ

三 取締役ノ選任ハ何レノ時ニ於テ其効力ヲ生スルヤヲ説明ス

ヘシ

手形法

一 裏書ノ移轉力、担保力トハ何ソヤ

二 為替手形ノ引受ヲ求ムルト否ト及ヒ担保ヲ請求スルト否ト

ハ所持人ノ自由ニ在リトノ意義ヲ説明スヘシ

民事訴訟法第一編

一 共同訴訟ヲ許ス場合ヲ説明スヘシ

二 訴訟費用負担ノ法律上ノ基礎ヲ問フ

刑法各論

一 自殺セントスル者ノ囑託ヲ受ケ其殺害ニ着手シタルニ拘ハ

ラス意外ノ障礙ニ因リ生命ヲ絶ツニ至ラサル創傷ヲ負ハシ

タル者ノ処分如何

二 貨幣ノ變造トハ如何ナル行為ヲ曰フヤヲ詳述セヨ

刑事訴訟法

一 捜査及ヒ予審ノ目的ノ異同ヲ弁明スヘシ

二 共犯ノ一人ニ対シ公訴ノ提起アリタルトキハ裁判所又ハ予

審判事ハ他ノ共犯ニ対シ其審判ヲ及スコトヲ得ヘキヤ

三 被告人ハ第二ノ欠席判決ニ対シ故障ヲ為サスシテ直チニ上

告ヲ為スコトヲ得ルヤ

国際公法 (平時)

甲乙兩國間ノ通商条約中ニ最惠国約款アリ甲国ハ丙国ガ甲国ヨ

リ輸入スル生糸ニ六分ノ関稅ヲ課シタルヲ以テ丙国ヨリ自国

(甲国) ニ輸入スル煙草ニ減稅シテ一割トナセリ此時乙国ハ

甲国ニ向ツテ如何ナル請求ヲ為スコトヲ得ルヤ

国際公法 (戰時)

左ノ六題中二題ヲ撰択シテ答フベシ(二題ヨリ多クヲ撰択スル

トキハ初メノ二題ノミヲ有効トシ余ハ無キモノト見ナスベシ)

一 敵軍ガ戦争法ニ違反セルニ対スル復仇行為トシテ「助命セサルノ宣言」ヲ為スコトヲ得ルヤ

(参考)「助命セサルノ宣言」ハ海牙条約第二十三条ノ禁

スル所ナリ

二 戦闘員以外ノ者ガ俘虜トナルベキ場合ヲ問フ

三 日露両国ハ不幸ニシテ某年八月一日両国同時ニ戦争ノ宣言ヲナセルガ事実戰闘アリシハ同年九月一日トス然ラバ八月

中日本ノ巡洋艦ガ露国ノ商船ニ対シテ為シタル捕獲ハ有効ナリヤ

四 交戦国ノ一方ノ軍艦ハ或中立国ノ港ニ碇泊シテ同湾内ニ碇

泊スル敵国軍艦ノ出發ヲ防ガン為メ敵国軍艦ガ其港ヲ出發セントスルノ色アルヲ見ルヤ常ニ自ラ機先ヲ制シテ出港シ

二十四時間經過前再ヒ返リ来リ同港内ニ入ルコト数次ナリ

当中立国ハ此行為ヲ不当トシ此ヲ以テ中立侵害ナリトセリ

其理由如何

五 中立国ノ海岸ヨリ四海湮ノ海上ニ於テ交戦国ハ戦争ヲ為シ

コトヲ得ルヤ

(参考) 領海ハ三海湮ナリトノ説ヲ取ルモノトス

六 中立国ノ領海内ニ於テ一方ノ交戦国ハ敵船ヲ捕獲セルガ他

方ノ交戦国ハ之ヲ不法トシ損害賠償ヲ求メントス中立国ニ

対シテ求ムベキカ敵国ニ対シテ求ムヘキカ

第三年級

行政法総論

一 官庁ノ觀念ヲ説明シ官庁職權ノ委任ヲ論スヘシ

二 内務行政及財務行政ノ項目ヲ列記スヘシ

財政学

一 議員ニ歳費ヲ給スルノ可否ヲ論セヨ

二 富籤ノ種類ヲ挙ケ之ヲ説明ス可シ

国際私法

一 英国人某仏国ニ於テ破産ノ宣告ヲ受ケ後英国ニ帰来シ居リ

シニ生死不明トナリテ英国裁判所ヨリ失踪ノ宣告ヲ受ケタリ其後日本ニ現在スルコト明カナルニ至レルトキ日本ハ該

某ノ受ケタル破産ノ宣告及失踪ノ宣告ヲ認ムヘキヤ

二 養子離縁ニ関スル国際私法ノ原則ヲ述ベヨ

保(險)法

一 他人ノ為メニ取結ハルル保険契約ノ性質ヲ説明スベシ

二 保険料不可分ノ原則ヲ説明スベシ

海商法

一 船舶管理人ノ權限ト船長ノ權限トヲ比較スベシ

二 運送契約上ニ於ケル船舶所有者ノ責任ヲ説明スベシ

民事訴訟法第二編

一 民事訴訟手續ニ於ケル攻撃方法ノ拋棄ノ効果ヲ論スヘシ

民事訴訟法第三編以下

一 証書訴訟ト通常訴訟トノ關係ヲ説明スヘシ

民事訴訟法第六編以下

- 一 裁判所カ職權ヲ以テ仮執行ノ宣告ヲ為スヘキ場合如何
- 二 不動産ニ対スル強制執行ニ於ケル強制競売ト強制管理トノ重要ナル差異ヲ示セ

以下は英語法学科に対し特に課するものなり

英語法学科

第一年級

普通法

1. What is meant by a facultative right?
2. How several, common and joint duties and rights differ from each other?
3. What is the effect of an impossibility of a condition?

第二年級

契約法

1. Define the following terms : — contract, agreement, obligation.
2. Explain the decision in *Adams v. Lindsell*.
3. What is consideration ?
Is it necessary to the validity of every promise ?
4. Enumerate the causes which prevent reality of consent and state the legal consequence of each.
5. What is misrepresentation ?
6. State the difference between assignability and negotiability.

第三年級

手形法

1. Is a bill in which the drawee is a fictitious person valid ?

2. What is the effect of prohibiting the transfer of a bill by

(1) the drawer (2) an indorser

3. What is the effect of a partial acceptance ?
4. What is the effect of dishonour of a bill by non acceptance ?
5. What is a crossing of a cheque and what is its effect ?

答案ニハ我手形法トノ異同ヲ比較スヘシ

○大学組織成る 本月五日東京法学院は東京法学院大学と改称し社団法人組織と為すことを文部大臣より認可せらる

○大学問題の来歴 明治二十二年英吉利法律学校を東京法学院と改称せるの主旨は蓋し大学問題の起因たり当時の計画たる先づ法科、文科、医科の三科を置き漸次他の分科に及ぼさんとするに在りて即ち杉浦重剛氏の監理せる東京文學院、故医学博士樫村清徳氏の監理せる東京医学院は同一の目的を以て同時に成立したるものなり然れとも時到らず医学院先づ倒れ文學院亦振はず遂に奈何ともする能はずして一跌したり三十一年七月に至り院友花井卓藏、石山彌平、卜部喜太郎、三宅碩夫等の十一氏議を齎して理事者に諮る所ありその後理事者間に数回の審議を重ねると雖も前敗に懲り容易に決せず客年議少しく進み今春に入り始めて案を具して設立者一同に諮り七月諸般の規程完成し設立者諸氏より主務省に認可を申請するに至れり

○名称 大学問題の起るや劈頭第一に其名称を如何すへきやとの議あり大学組織は法学院の名称を附したる所以なれば今更改称するの必要なしとの説も之ありしか兎に角理事者は東京政法大学及び東京大学法学院の二名称を以て設立者の会議に付し

たり然れども其容るる所とならず東京法律大学若くは東京法学院大学と為すべきものと決せり院友評議員諸氏は東京大学と為さんことを主張したるを以て再議の結果東京大学に決し之を以て主務省に申請したるに主務省は東京大学なる名称は東京帝国大学と紛はしければ他の名称に改むべきことを主張して之を許可せず此主張に付ては疑なき能はずと雖も法学院理事者の該名称を択みしは固より帝国大学と同一物なりと誤らしめんとの主旨にあらざれば世上或は文部当局者と同一の感を懐くものも之あらんことを恐れ謹て命を奉し東京法学院大学と訂正し其認可を受けたり

○部門 東京法学院大学は大学部及び専門部の二門に分ち大
学部は之を本科、予科の二と為し一年半の予科を了へ本科に入り三年にして卒業し前後通計四年半を以て予科並に本科を終了するものとす

専門部は之を正科、別科の二に別つ正科生と別科生とは唯た入学当時の資格を異にするに止まり両科共三年を以て卒業するものにして此等何れの学科を卒業するも判検事登用受験資格は従前に異ならず
尚ほ本科及び専門科の卒業者にして既修の学科に付き深遠なる研究を遂げんと欲する者の為め別に研究科を設く

○修業程度 大学部本科は予科を卒業したる者若くは之と同等の学力を有する者を入学せしめ法律及び政治、経済に関する学術を教授し英語若くは独語に依りて外国法を参加講習せしむ予科は本科に入るの階梯にして中学校卒業者及び文部大臣に於

て専門学校の入学に關し之と同等の学力ありと認むる者を初級に入学せしむ

専門部は中学校卒業者若くは之と同等の学力を有する学生にして直ちに専門学を修めんとする者の為めに之を設け専ら邦語を以て所定の課目を教授するものとす而して正科生とは中学校卒業者及び文部大臣に於て専門学校の入学に關し之と同等の学力ありと認むるものを云ひ別科生とは東京法学院大学に於て其学業履歴又は入学試験に依り相当の学力ありと認めたる学生を云ふ

○授業開始 例年の通り来る九月十一日より授業を開始する見込にて大学部は予科第二期生専門部は正科及び別科第一二年生を募集す